



第4章 資料



1

松伏町の基本構想の策定等に関する条例

松伏町の基本構想の策定等に関する条例

平成24年3月14日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、将来における町のあるべき姿と進むべき方向についての指針となる基本構想（以下「基本構想」という。）の策定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本構想の策定)

第2条 町は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、基本構想を策定しなければならない。

(議会の議決)

第3条 町長は、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

2 前条及び前項の規定は、基本構想の変更について準用する。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、同日以後に策定される基本構想について適用する。

(松伏町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部改正)

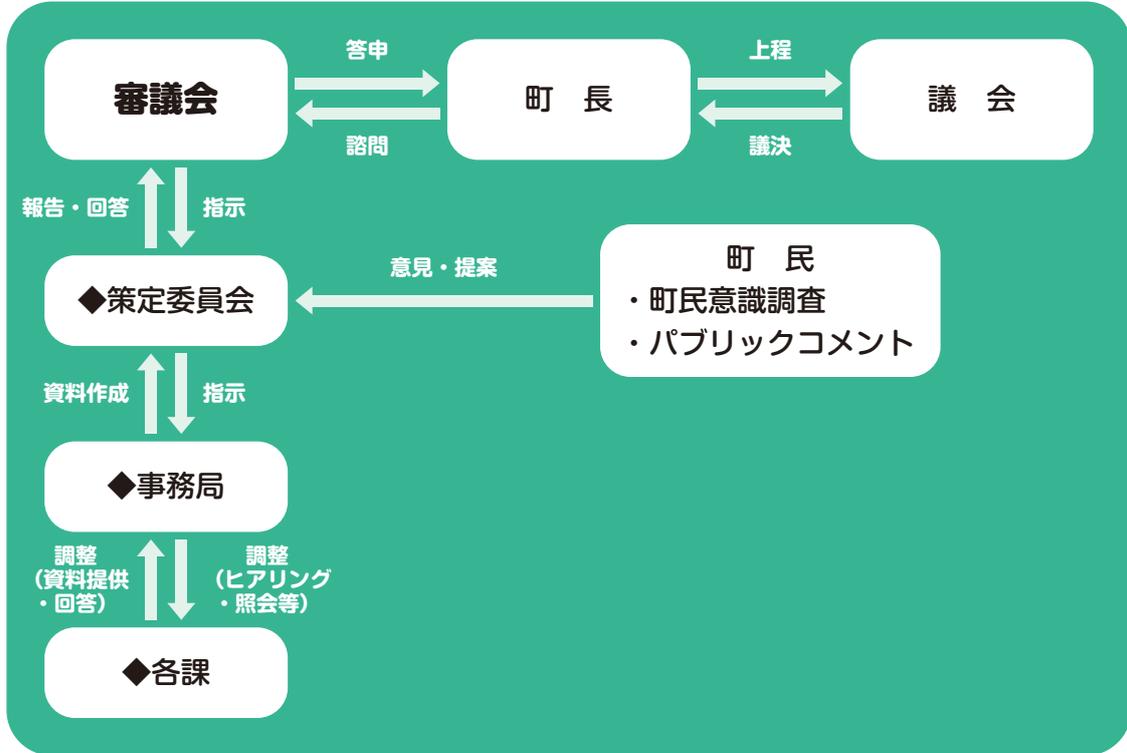
2 松伏町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成15年松伏町条例第3号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

2

策定体制の組織図

策定体制図



【松伏町総合振興計画審議会】

松伏町総合振興計画審議会条例第2条の規定に基づき、町長の諮問に応じ、総合振興計画の策定及び実施に関し、調査、研究及び審議を行う。

【策定委員会】

策定委員会は、庁内における計画案作成の最高機関として、副町長を委員長とし各課（室）長で構成し、総合振興計画策定全般について審議する。

3

策定までの経緯

平成29年

- 3月28日 松伏町総合振興計画審議会条例の一部を改正する条例の制定
- 8月10日 松伏町第5次総合振興計画後期基本計画策定基本方針の策定
- 11月 1日
 ↳ 町民意識調査の実施
- 12月 1日

平成30年

- 2月16日 第1回策定委員会
- 6月28日 第1回審議会（委員委嘱・諮問）
- 7月20日 第2回策定委員会
- 8月 2日 第2回審議会
- 8月17日 第3回策定委員会
- 8月22日 第3回審議会
- 10月 1日
 ↳ 松伏町第5次総合振興計画基本構想の一部見直し（案）に係る意見募集
- 10月31日
- 11月 6日 第4回策定委員会
- 11月13日 第4回審議会（答申）
- 11月15日 行政会議
- 12月19日 行政会議

平成31年

- 1月 4日 行政会議
- 1月16日 行政会議
- 1月30日 松伏町第5次総合振興計画基本構想を改定することについて議決
- 2月19日 松伏町第5次総合振興計画（基本構想・後期基本計画）策定
 （町長決裁）

4

松伏町総合振興計画審議会

1

松伏町総合振興計画審議会条例

松伏町総合振興計画審議会条例

昭和60年3月20日

条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、松伏町総合振興計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、町の総合振興計画の策定及び実施に関し必要な調査、研究及び審議を行うため松伏町総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織し、必要の都度、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 公募による町民
- (3) 地域の代表者
- (4) 公共的団体等の代表者

2 委員は、当該諮問に係る事項の調整、研究及び審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会の設置)

第6条 審議会は、第1条の目的を達成するため、特に専門的な事項の検討、調査を行うため、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年条例第10号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成7年条例第18号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第1号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第9号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成30年条例第10号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

総合振興計画審議会委員 名簿

(敬称略)

職 名		氏 名
1号委員	元埼玉県職員	梅 山 洋 一
2号委員	公募	今 井 新 吉
	公募	網 代 憲 悟
3号委員	松伏町連合自治会会長 会長	石 嶋 利 夫
4号委員	松伏町農業委員会 会長代理	山 崎 久 俊
	松伏町都市計画審議会 会長	鈴 木 明
	松伏町民生委員・児童委員協議会 会長	今 井 しげ子
	吉川松伏医師会 副会長	宮 里 良 乃
	松伏町商工会 会長	小 島 朗
	松伏町PTA連合会 会長	西 城 孝

会 長：梅山 洋一 委員

副会長：鈴木 明 委員

企 第 247 号
平成30年6月28日

松伏町総合振興計画審議会会長 様

松伏町長 鈴木 勝



松伏町第5次総合振興計画について（諮問）

松伏町総合振興計画審議会条例（昭和60年条例第1号）第2条の規定に基づき、下記の事項について、貴審議会へ意見を求めます。

記

本町では、平成26年3月に策定された「松伏町第5次総合振興計画」に基づき、「笑顔が未来に広がる 緑あふれるみんなのまち！」を目指し、まちづくりを進めております。

平成26年度を始期とした「前期基本計画」が、平成30年度をもって計画期間終了を迎えることから、新たに平成31年度から平成35年度までを計画期間とする「後期基本計画」の策定を進めております。

併せて、平成26年度から平成35年度までの「基本構想」についても、町の取り巻く状況や社会潮流などの変化に的確に対応していかなければなりません。

つきましては、今後の松伏町政の進むべき方向とその実現の方策を明らかにするため、「松伏町第5次総合振興計画後期基本計画」及び「松伏町第5次総合振興計画基本構想」についてお諮りいたします。

6

答申書

平成30年11月13日

松伏町長 鈴木 勝 様

松伏町総合振興計画審議会
会長 梅山 洋一

松伏町第5次総合振興計画について（答申）

平成30年6月28日付け企第247号で諮問された、「松伏町第5次総合振興計画後期基本計画」及び「松伏町第5次総合振興計画基本構想」について、近年の社会潮流や本町の現状と課題、町民意識及びパブリックコメントなどを踏まえ、これまでの審議会の中で慎重に議論を重ねてきました。

その結果、当審議会は、今回提出された「松伏町第5次総合振興計画後期基本計画」及び「松伏町第5次総合振興計画基本構想」については、土地利用構想の一部を除き、妥当なもの認め、ここに答申いたします。

下記事項を十分留意することを要望いたします。

記

松伏町第5次総合振興計画基本構想の改定に伴う上赤岩地区工業団地の位置付けについては、町民等の意見を踏まえ、変更も含めて慎重に検討するとともに将来目標人口の達成に向けた施策として職住近接及び雇用の安定策を再考し、意思決定することを要望いたします。

7

用語集

【英語】

DV	Domestic Violence の略、ドメスティック・バイオレンス。配偶者や恋人など親密な関係にある、又は、あった者から振るわれる暴力。
ICT	Information and Communication Technolgy の略であり、「情報通信技術」の意味。I T (Information Technology) とほぼ同義の意味を持つ。国際的に I C T が定着していることなどから、日本でも I C T が I T に代わる言葉として広まりつつある。
NPO	Non-Profit Organization の略であり、「非営利組織」の意味。特に、政府や企業などではできない社会的な問題に、営利を目的とせずに取り組み民間組織（民間非営利団体）をいう。

【あ行】

アイドリング・ストップ	大気汚染や温暖化の防止のため、駐停車時に自動車のエンジンを止めること。
悪性新生物	悪性腫瘍（しゅよう）のこと。増殖力が強く、周囲の組織を破壊・浸潤して全身に転移し、生体に致命的な害を与える腫瘍。
一部事務組合	地方自治法に基づき、普通地方公共団体（都道府県、市町村）や特別区が、事務の一部を共同で処理するために設ける特別地方公共団体。都道府県の加入する組合は総務大臣、その他は都道府県知事の許可を得て設立する。
江戸川水防事務組合	春日部市、松伏町、吉川市、三郷市で構成される＊一部事務組合のこと。江戸川右岸の水防に関する事務を行っている。
沿道サービス	道路に沿って店舗が立ち並び、そのエリアでさまざまなサービスが利用できること。
各々の法	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害を理由とする差別解消の推進に関する法律」2016年（平成28年）4月1日施行。 ・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」2016年（平成28年）6月3日施行。 ・「部落差別の解消の推進に関する法律」2016年（平成28年）12月16日施行。
オンライン化	これまで書面で行われてきた申請や届出、施設予約などの各種行政手続きを、インターネットなどを利用して行うことができるようにすること。

【か行】

学校応援団	埼玉県教育委員会の施策で、学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備などについてボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織をいう。また、各市町村や地域での同様な取り組みも含まれる。
-------	---

学校評議員制度	各学校の校長によって学区内から推薦された住民を、教育委員会が「学校評議員」として委嘱する制度のこと。委嘱された委員は、学校運営に対する助言などを行う。本町の全小中学校に設置されている。
合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水（台所や風呂などからの排水）をあわせて処理する浄化槽のこと。
救急救命士	救急救命士法に基づき「厚生労働大臣の免許を受けて、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする者（第2条）」のこと。救急救命士の資格を有する救急隊員（消防機関の救急業務に従事する）は、医師の指示の下、一般の救急隊員にはできない高度な救急救命処置を行うことが可能である。
行政改革	財政の健全化を進めながらサービスを向上させるため、地方公共団体の事務・事業や組織、仕事のやり方などを見直すことをいう。
勤労者融資制度	町と町が指定する金融機関が共同して勤労者に対し、住宅の確保に要する資金を貸し付けることにより、勤労者の福祉の向上と町内事業所の労働力の安定を図ることを目的とした制度。
経常一般財源比率	歳入構造を分析する方法で、（経常一般財源収入額／標準財政規模）×100で求められ、一般財源の「ゆとり」を示すものとされている。
経常経費	人件費、扶助費、公債費などの義務的に支出する性格の強い経費、経常的に支出する経費のこと。
経常収支比率	財政の健全性を判断することを目的に、税などの一般財源を、人件費や扶助費、公債費など経常的に支出する経費にどれくらい充当しているかを示した数値のこと。
けんこうクラブ	地域を基盤とする高齢者の自主的な組織。仲間づくりを通して、生きがいや健康づくり、知識や経験を生かした世代交流、社会奉仕活動などに取り組み、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上を目的としている。
健康大学	高齢者の生活に潤いを持たせ、楽しみながら健康を大切に、生きがいの充実を図ることを目的に、北部サービスセンターで開かれている講座のこと。
健康まつぶし21計画	壮年期死亡の減少や健康寿命の延伸などをめざし疾病発症前の対策を重要視した、国の21世紀における国民健康づくり運動「健康日本21」の本町での計画のこと。
県消費生活支援センター	埼玉県消費生活支援センター。消費生活に関する相談・商品テスト・消費者教育・情報提供を実施している。
建築協定	地域の関係権利者全員の合意のもとに、建築基準法の基準に上乗せする形で地域の特性等に基づく一定の制限を自ら設けることのできる制度のこと。この協定をお互いが守っていくことにより、地域の住環境を保全し、魅力あるまちづくりを進めることができる。
公共下水道	下水道法では、公共下水道を「主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの」と定義している。
合計特殊出生率	「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。
洪水ハザードマップ	ハザードマップ（hazard map）とは、災害予測図のことで、地震、火山の噴火、津波といった自然災害の及ぶ範囲を予測した地図のこと。洪水ハザードマップは、洪水の被害予測図をいう。

高速鉄道東京 8号線	東京都内の豊洲から千葉県野田市までの延伸について、2016年（平成28年）4月の交通政策審議会の答申において、「東京圏の都市鉄道が目指すべき姿」を実現するうえで意義のあるプロジェクトとして位置づけられ、その中で豊洲～住吉間は、「国際競争力の強化に資する鉄道ネットワークのプロジェクト」、押上～野田市間は、「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」とされた。
交通空白地域	既存のバス路線がないなど、公共交通の不便な地域をいう。
交通政策審議会	国土交通省内に設置された審議会等のひとつ。国土交通大臣の諮問に応じて、交通政策の重要事項を調査審議し、関係各大臣に意見陳述する役割を持つ。
公募委員	公共機関ないし社会的に組織された法人・団体において設置された審議機関・諮問機関において一般から公募され、委嘱された委員をいう。
公有財産	地方公共団体の所有に属する財産。
高齢化率	総人口に占める65歳以上人口の占める割合。
越谷・松伏水道 企業団	越谷市と本町で構成される＊一部事務組合。水道事業及び下水道使用料徴収事務を行っている。
子育て支援専門員	子育て家庭のニーズに合わせて、必要な施設や子育て支援サービスを利用しただけのよう、話を聞きながら、どのような子育てサービスが使えるのかを一緒に考え、子育て家庭をサポートする専門員のこと。
子育て世代 包括支援センター	母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を行い、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とする市町村が設置・運営する拠点。
子ども・子育て 支援法等	「子ども子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」であり、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された子ども・子育て支援3法と呼ばれる3つの法律のこと。
子ども110番 の家	子どもたちが犯罪等の被害に遭いそうになった場合に駆け込み、助けを求められることができるように、「子ども110番の家」の表示板を掲げて一時的な保護や警察等への連絡などを行う緊急避難場所のこと。市町村、PTA等から委嘱された地域のボランティアで運営される。
コミュニティ ビジネス	地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むものであり、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するものと期待されている。

【さ行】

災害協定	災害が起きたときのためにあらかじめ関係機関と協定を交わし、応急対策、物資支援などの協力を確保するためのもの。
最終処分場	再利用不可能なごみを最終的に埋立て処分する場所。
再生可能エネルギー	自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギー。有限でいずれ枯渇する化石燃料などと違い、自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生、供給され、地球環境への負荷が少ない。新エネルギー（中小水力・地熱・太陽光・太陽熱・風力・雪氷熱・温度差・バイオマスなど）、大規模水力、波力・海洋温度差熱などのエネルギーをさす。

財政調整基金	地方公共団体が年度間の財源の変動に備えて積み立てる基金。
在宅当番医	初期救急医療として、各地域の医師会ごとに、医療機関が当番を決めて休日における比較的軽症な救急患者の診療に当たる医師。
埼玉県東南部都市連絡調整会議	埼玉県東南部地域で広域的な行政課題について連携を図るため設立された組織。草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町の5市1町で構成される。
財務4表	町の財務状況を示す4つの表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）から構成されるもの。
サロン事業	子どもから高齢者まであらゆる世代が居心地が良いと思える「居場所」を提供し、利用者同士が交流することで地域コミュニティの活性化を目的とした事業のこと。
ジェネリック医薬品	特許期間が満了した先発医薬品について、その特許の内容を利用して製造された、同じ有効成分・効果を持つ医薬品のこと。
市街化区域	都市計画法により定められた区分で、市街化区域はすでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。都市計画区域は、市街化区域と市街化調整区域から構成される。
市街化調整区域	都市計画法により定められた区分で、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域をいう。
自主財源	地方自治体の財源には、自らの権限で収入しうる財源と、国を経由する財源で自治体の裁量が制限されている財源とがあり、前者を自主財源と呼び、後者を依存財源という。
自主防災組織	地域住民が災害から自分たちの地域は自分たちで守ろうとする連帯感と住民の隣人相互扶助の精神に基づく、自治会単位の住民による防災組織のことをいう。
シティプロモーション	地域を持続的に発展させるために、地域の魅力を創出し、地域内外に効果的に訴求し、それにより、人材・物財・資金・情報などの資源を地域内部で活用可能としていくこと。
市民農園	サラリーマン家庭や都市の住民のレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のこと。
社会福祉協議会	地域社会において、福祉関係者や住民が主体となり、地域の実情に応じて住民の福祉を増進することを目的とする社会福祉法上の社会福祉法人。会員制により運営される。
集落営農	集落を単位として、農業生産工程の全部又は一部について共同して行う営農活動、又はそのような活動を行う組織のこと。
受益者負担	公共サービスによって直接の利益を受ける者に対して課せられる負担のこと。
障害者総合支援法	2013年（平成25年）4月1日に施行された障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。地域社会における共生の実現に向けて障害福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障害者自立支援法を改正したもの。
小規模特認校	児童数が減少しているため、小規模のよさを活かした「特色ある学校運営」を進めるとして、自治体全域から児童を集めることが制度的に認められた小学校。

消費生活センター	消費生活の問題やトラブルにおいて、消費者への助言や業者側との交渉を行うほか、役所の担当部局や関係機関を紹介する。
初期救急 (医療体制)	比較的軽症な救急患者の診療を担当する医療、又はその体制。
職員危機管理マニュアル	災害が発生する恐れのあるときや発生したときに町が適切な対応ができるよう、町職員がとるべき行動や、庁内の体制、関係機関との連携について定めたもの。
職住近接	職場と家庭生活を営む住居とが近接していること。
シルバー人材センター	厚生労働省令で定める基準に基づき都道府県により指定された公益法人。定年退職者等の希望に応じ、臨時的かつ短期的な就業の機会を確保し、提供する業務を行う。
人権擁護委員	法務大臣が委嘱し、地域のなかで人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護していく活動を行う者のこと。
生産年齢人口	15歳以上65歳未満の人口。
成年後見制度	財産管理や介護・福祉サービスの契約、遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法などの被害に遭うおそれがある、認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者など判断能力の十分でない人を保護し支援する制度。
施策に対する町民満足度	施策に対する町民満足度を5段階（満足・やや満足・普通・やや不満・不満）で図るもの。本計画では、満足・やや満足と回答する人の割合を、やや不満・不満と回答する人の割合よりも多くすることを目標とする。
外前野特定土地区画整理事業	町の中央部に位置する外前野地区において、無秩序な市街化を防ぎ、優れた住環境を維持する目的から、1986年度（昭和61年度）から1994年度（平成6年度）に実施した面積約84haの土地区画整理事業。街区の主体は戸建住宅。

【た行】

単独処理浄化槽	し尿のみを処理する浄化槽のこと。合併処理浄化槽と異なり、台所や風呂などからの排水は処理されずに放流されるので、環境に悪影響を与えることとなる。
地域ケア会議	高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進める手法をいい、地域包括支援センター等が主催し、医療、介護等の多職種が協働して個別課題の解決を図るとともに、共有された地域課題の解決に取り組む。
地域子育て支援センター	子育て支援のための地域の総合的拠点。無料相談や関連機関の紹介、子育てサークルの活動支援などを行う。
地域資源	特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能な物と捉え、人的・人文的な資源をも含むさまざまなものの総称。
地域生活支援	障がい者等が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として実施される事業。
地域福祉計画	高齢者、児童、障がい者などの分野ごとではなく、地域で行政と住民が一体となって支え合う総合的な地域福祉に取り組む計画。

地域包括支援センター	介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上や福祉の増進、虐待防止、介護予防ケアマネジメントなどを総合的に行う機関で各市区町村に設置されている。
地区計画制度	都市計画法に基づき、住民の生活に身近な比較的小規模な地区を対象として、建築物の形態や、道路・公園などの施設の配置などについて、地区の特性に応じてきめ細かいルールを定めるまちづくりの計画。
地産地消	地域で採れた農産物をその地域内で消費すること。
地方交付税	国税である所得税、法人税、酒税、消費税及び地方法人税の一定割合を、地方公共団体が等しく合理的かつ妥当な水準で自主的にその事務を遂行し財産を管理できるように地方に交付する制度。
地方分権	従来の中央集権に対し、国と地方自治体の関係を従来の主従の関係から対等・協力の関係に改め、地方自治体の自己決定と自己責任による行政運営を実現すること。
中間処理施設	排出されたごみからリサイクル可能な部分を分別することなどにより、ごみの減量化とリサイクルの推進を図るための施設。「リサイクルセンター」参照。
中水	上水に対して、飲用には不適だが、洗浄などには使用できる水のこと。
町村合併促進法	新制中学校の設置管理、市町村消防や自治体警察の創設の事務、社会福祉、保健衛生関係の新しい事務が市町村の事務とされ、行政事務の能率的処理のために1953年（昭和28年）に制定された法律。また、これに続く昭和31年の新市町村建設促進法の制定により、1953年（昭和28年）から1956年（昭和31年）までに、市町村数はほぼ3分の1となった。
町民意見反映 手続制度	町が重要な施策などを立案する際、その案と関係資料を町民に公表し、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する町の考え方を公表する制度。
町民の声ボックス	町民参加の町政を推進するための手段の1つで、町民から手紙や電子メールで町政に関する意見や要望を受け付けるもの。
通過交通	ある地域を単に通行するだけで、その地域内には目的地をもたない交通であること。
ティームティーチング	複数の教師が授業を進める形態。例えば、1つの学級に2人の教員を配置し、1人の教員が全体を指導している間に、もう1人の教員が机間指導を行うなどの方法がある。
低床バス	乗り降りが楽にできるよう、床面を低くしたバス。
定数管理	事務事業を効果的に、しかも効率的に遂行するために、その遂行に必要とする適正な人員を過不足することなく配置することを目的とし、定数の設定、職員の増減員及び配置転換に伴う定数の変更等について、適正な統制を行うもの。
同和問題	日本社会の歴史的な過程において形成された身分制度に基づく差別により、経済的・社会的・文化的に卑下される立場におかれ、現代社会においてもこれらの差別意識が基本的な人権を侵害している問題のこと。
特定健康診査	メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した、生活習慣病予防のための健診をいう。
特定保健指導	生活習慣病予防健診や特定健康診査の結果から、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）のリスクが高いと判断された40歳以上の方へ、保健師などが生活習慣改善のアドバイス等を行うもの。

特別栽培農産物	農林水産省が定めた「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に従って生産された、化学合成農薬および化学肥料の窒素成分を慣行レベルの5割以上削減して生産した農産物。
都市型農業	農産物の供給のみならず、農業体験の場の提供や災害に備えたオープンスペースの確保、緑地空間の提供など多様な機能を果たす農業。
(都)、都市計画道路	都市計画法の規定により、円滑な都市活動を確保し良好な都市環境を保持するために「都市計画決定された道路」のこと。ただし都市計画決定は、実際の事業着手を意味するものではない。この冊子では、都市計画道路の路線名に「(都)」を付記している。町内を通る都市計画道路は次の6路線。 1 (都) 東埼玉道路…八潮市の東京外郭環状道路と、春日部市の国道16号をつなぐ自動車専用道路。町内を南北に縦断する。 2 (都) 浦和野田線…さいたま市の(都)新浦和越谷線から、さいたま市、越谷市を通り、町内を東西に横断し、野田橋へ接続する路線。 3 (都) 松伏越谷線…一部が県道春日部松伏線と重なり、ゆめみ野地区、ふれあい橋を通り、(都)越谷駅前線に接続する路線。 4 (都) 八反河原町線…一部が県道越谷野田線と重なり、田中地区を通り、(都)浦和野田線へ接続する路線。 5 (都) 河原町深町線…(都)浦和野田線と(都)八反河原町線の交差点から、ゆめみ野地区を通り、(都)浦和野田線へ接続する路線。 6 (都) 外前野線…(都)河原町深町線から(都)浦和野田線へ接続する路線。
都市計画マスタープラン	市町村の都市計画に関する基本的な方針(市町村マスタープラン)のこと。まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かく総合的に定めたもの。
土地区画整理事業	都市計画区域において、公共施設の整備と宅地の利用を高めるため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行うこと。土地所有者などから土地の一部を提供してもらい(減歩)、それを道路や公園などの新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することによって居住環境を向上させ、一方で宅地を整形化して利用増進を図る。

【な行】

二次救急	入院や手術を要する症例に対する医療。
認定こども園	幼稚園、保育所等のうち、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能を備える施設で、都道府県知事が「認定こども園」として認定した施設をいう。
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づく市町村の認定を受けた、プロの農業経営者として頑張っていこうとする農業者をいう。農業の中心的な担い手として育成するため、町を始め関係機関は支援措置を講じることとされた。
年少人口	15歳未満の人口。
農業集落排水	農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設の整備により、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図るもの。
農業振興地域整備計画	農業振興地域の整備に関する法律に基づき土地区分や農業上の用途区分など農業振興地域について市町村が定めたもの。
農地所有適格法人	株式会社や農事組合法人などのうち、農地法で定める一定要件を満たした法人で、農地に関する権利の取得が認められる法人。

ノーマライゼーション	障がい者や高齢者など、社会的に不利益を負いやすい人々を特別視するのではなく、地域社会のなかで他の人々と同じように生活することができ、ともに生きる社会こそ普通（ノーマル）であり、本来あるべき姿であるという考え方。
------------	---

【は行】

バイオマス	間伐材や製材のおが屑、剪定（せんてい）枝葉や建築廃材、畜産で生じる糞尿、下水道の汚水処理場で集められた有機物、家庭の台所のごみなど生物起源のエネルギー資源の総称。再生可能エネルギーの1つ。
排出温室効果ガス	生活や生産活動により排出される、大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称。
花いっぱい運動	花の普及と環境美化のための運動。道路の路肩を利用した花の植栽や、ガーデニングに地域全体で取り組むなど、花にまつわるさまざまな活動を行う。
東埼玉資源環境組合	越谷市、草加市、吉川市、八潮市、三郷市、松伏町で構成される＊一部事務組合。可燃ごみ及びし尿処理に関する事務を行っている。
東埼玉テクノポリス	本町と吉川市にまたがる工業団地の名称。吉川・松伏工業団地から改称された。
標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標。
ファミリー・サポート・センター	市町村が設置する組織で、育児等の援助を受けたい会員と手助けをしたい会員で構成される。保育所（園）への送迎や、放課後児童保育終了後に一時的に子どもを預かるなど、会員同士による相互援助活動のあっせんを行う。
フリーマーケット	家庭で不用になった日用雑貨品、衣類などを持ち寄り、販売する市場。公園などで開催される。
ヘイトスピーチ	特定の人種や民族、宗教などの少数者に対して、暴力や差別をあおったり、おとしめたりする侮蔑的な表現のこと。差別的憎悪表現とも呼ぶ。

【ま行】

松伏インターチェンジ	本町を南北に縦断する予定の（都）東埼玉道路と東西に横断する予定の（都）浦和野田線の結節点をこのように通称している。
まつぶしコミュニケーションプラン	男女共同参画社会の実現をめざして、女性政策を総合的に推進するための基本方針を示したもの。
松伏町行政マネジメント戦略	第6次松伏町行政改革大綱。第5次松伏町行政改革大綱を継承しつつ新たに自治体を経営するという視点に基づいて、行政運営を戦略的に推進していくための基本方針。計画期間は、2017年度（平成29年度）から2021年度までの5年間。
松伏町公共施設等総合管理計画	本町が所有する公共施設等の管理や利活用に関する基本的な方向性を定める計画。2016年（平成28年）3月策定。
松伏町シティプロモーション戦略	松伏町の認知度向上を目的として、町が進めていく広報戦略をまとめたもの。2017年（平成29年）12月策定。

松伏町職員人材育成基本方針	職員の能力開発を効果的に推進することを目的とし、長期的かつ総合的な取り組みを示すもので、2017年（平成29年）3月に第3次松伏町職員人材育成基本方針を策定している。
松伏町人権施策推進指針	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の趣旨を浸透させることを目標とし、人権教育・啓発の総合的な取り組みの推進を示したもの。
松伏町第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画	障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20に基づき、障害福祉サービス、障害児通所支援、地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する障がい福祉計画・障がい児福祉計画を一体的に策定した計画。期間は、平成30年度（2018年度）から3年間。
松伏町地域防災計画	災害対策基本法に基づき、地域に係る災害に関し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした計画。
松伏町地球温暖化対策実行計画	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、職員が自ら地球温暖化をもたらす行動を改善することにより、町民や事業者の模範となって地球環境への負荷を低減していくことを目的とした計画。
民生委員・児童委員	民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱している民間奉仕者。住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談・助言・援助、社会福祉事業者又は社会福祉活動者との連携・活動支援、福祉事務所その他関係行政機関への協力などを職務とする。児童福祉法による児童委員を兼務している。児童委員は、児童の生活環境の改善・福祉・保健など、児童福祉に関する援助・指導を行う民間奉仕者。

【や行】

遊休農地	作物を収穫するための土地ではあるが、耕作者や担い手がなく、何も収穫できない荒廃した農地。
ユニバーサルデザイン	まちづくりや商品のデザインなどについて、能力あるいは障がいの程度にかかわらず、すべての人々が利用しやすいデザインを最初から取り入れる方法。
要介護（認定）	介護認定審査会の審査の結果、要介護状態にあると判定されること。
要支援（認定）	介護認定審査会の審査の結果、要介護状態となるおそれがあると判定されること。
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方。
要保護児童対策地域協議会	虐待や非行などさまざまな問題を抱えた児童の早期発見と適切な保護を目的として、市町村などが児童福祉法に基づいて設置する協議会。
吉川松伏消防組合	吉川市と松伏町で構成される＊一部事務組合。消防や救急に関する事務を行っている。
4R活動	「不要なものは手に入れない（Refuse）」「できるだけごみを出さない（Reduce）」「使えなくなるまで繰り返し使う（Reuse）」「使えなくなったものは再び資源として活用する（Recycle）」の略。

【ら行】

リサイクルセンター	処理能力が1日当たり5トン未満の中間処理施設。これに対して、処理能力が1日当たり5トン以上で、啓発施設やリサイクル製品の作成などを行う施設が併設されているものをリサイクルプラザと呼ぶ。
-----------	--

レセプト	Receipt。医療費の請求書。医療機関が、健康保険組合や市町村などの保険者に提出する診療報酬明細書の通称。
連結財務4表	本町及び本町が経費負担又は出資している※一部事務組合や土地開発公社などの関連団体とあわせた財務書類。
老年人口	65歳以上の人口。
6次産業化	農林水産物の生産(1次産業)から加工(2次産業)、流通・販売(3次産業)まで「1×2×3」をまとめて手がける取り組み。

【わ行】	
ワーク・ライフ・バランス	国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

序
論

基本
構
想

基本
計
画

大
綱
1
子
育
て
支
援

大
綱
2
健
康
福
祉
社
会
保
障

大
綱
3
地
域
ミ
ニ
ミ
ニ
テ
イ
人
権
男
女
共
同

大
綱
4
産
業
振
興

大
綱
5
生
活
基
盤
整
備

大
綱
6
生
活
環
境
の
充
実

大
綱
7
充
実
行
政
財
政
運
営

地
区
別
計
画

世
代
別
計
画

資
料

2019年(平成31年)3月発行

発行／松伏町

埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2424番地

HP:<http://www.town.matsubushi.lg.jp/>

編集／松伏町企画財政課 総合政策担当

TEL:048-991-1818(直通)



松伏町



環境にやさしいベジタブルインクを使用しています。

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。